

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム 公募概要資料



科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

【注意事項】

本資料は概要資料です。

公募の詳細は、必ずスタートアップ・エコシステム共創プログラムの公募要領本体をご確認ください。

大学発新産業創出基金事業 の概要

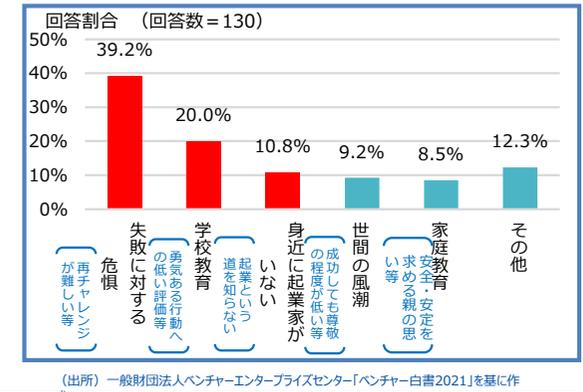
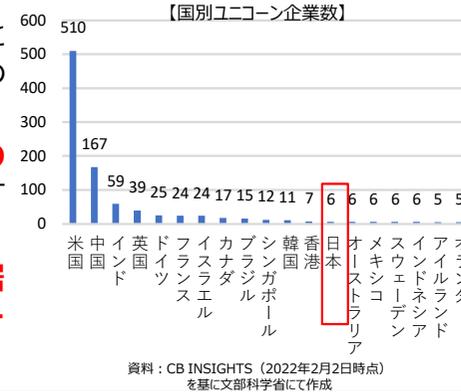
国際展開する大学発スタートアップの創出と 高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大

令和4年度第2次補正予算額 1,500億円
※施設整備502億円については、地域中核・特色ある
研究大学の振興の一部と重複計上



背景・課題

- ✓ スタートアップ5年で10倍増を視野に、スタートアップを強力に育成するとともに、国際市場を取り込んで急成長するスタートアップを創出していくためには、**大学発スタートアップ創出力の抜本的強化**が必要
- ✓ そのためには、創業前から、**国際市場への展開可能性を検証するための支援や、地域の大学等から生まれる技術シーズへの支援**、起業を志す人材育成の機会を抜本的に拡充することが重要
- ✓ そこで、スタートアップ創出元年である令和4年度から、**国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を大幅に拡充**するとともに**アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等へと拡大**する



事業内容

大学発スタートアップの創出を強力に支援するため、国際市場への展開を目指すスタートアップの創出も含めて支援するギャップファンドプログラムを実施する基金を創設するとともに、地域の中核大学等への施設やスタートアップ創出環境の整備、アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大に向けて以下の取組を行う

大学発スタートアップ創出の抜本的強化

事業実施期間：令和4年度～（原則5年間）

- 大学発スタートアップ創出を支援するギャップファンドプログラムの新設
- 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対して、海外の専門家等からのメンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラムを創設し、国際市場への展開を目指すスタートアップ等の創出に取り組む

起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大
-EDGE-PRIME Initiative-

10億円

- スタートアップ創出の抜本的拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、拠点都市を中心にアントレプレナーシップ教育の機会を、優れた理数系の才能を有することも始め、将来設計の入り口である高校生等へ拡大
- 件数・単価：1.2億円程度×8拠点
- 交付先：JSTを通じて大学等を支援

大学発新産業創出基金事業 988億円【基金】



- 地域の中核大学等のスタートアップ創出体制の整備
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化に向けて、地域の中核大学等を中心に、地域の金融機関や他大学等と連携して、優れた技術シーズ等を活用した起業を進めるためのエコシステム形成に取り組む

地域中核・特色ある研究大学の連携による
産学官連携・共同研究の施設整備事業

502億円（※）

- 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援
 - 件数・単価：20億円程度×25件程度
 - 交付先：大学
- ※地域中核・特色ある研究大学の振興の一部と重複計上

大学発新産業創出基金事業の基本方針（概要）

目標

- (1) 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発SUの創出を質・量ともに充実
- (2) 大学等発SUの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成

インパクト

- ・革新的な製品・サービスによる社会課題の解決及び豊かな国際社会の実現
- ・事業成長による我が国の雇用創出及び経済成長の実現
- ・成功事例を積み重ね、より多くの人材が大学等発SUの創出・育成を志す
- ・大学等においてステークホルダーと連携を図り学内のルールや体制を整備

① 国際市場を目指すディープテック スタートアップの創出支援

【趣旨】

ディープテックの優れた研究成果を基に、国際市場への展開を視野に社会・経済に与えるインパクトに掲げるビジョンの実現及びリードする大学等発SUの創出に向けて、概念実証以降のフェーズに入ることが適切とされる課題の事業化と研究開発を、マイルストンの達成に向けて一体的に推進する

【基本的な枠組み】

- ・国際市場展開に向けた事業化及び研究開発マイルストーンを設定し、その達成に向けて必要な取組を推進
- ・国内外の事業化推進機関と研究者が共同代表として一体となって推進

【実施期間・費用】

- ・最長3年程度（新規公募・採択はR9年度まで）
- ・総額5億円（直接経費）程度を上限

共通の取組や支援

- ・採択課題の知財戦略に基づく大学等の単独出願特許確保に向けた取組
- ・外部専門機関等の効果的・積極的な活用
- ・施設・設備の確保
- ・起業後の発展に向けた取組

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

【趣旨】

大学等発SU創出にポテンシャルあるシーズを全国から引き出すとともに、国際市場への展開も含め、大学等発SUの創出に向けた取組を増やすとともに、継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを拠点都市PF、地域PF、中心的な役割を果たす各大学等に形成する

【基本的な枠組み】

A) 拠点都市プラットフォーム (拠点都市PF)共創支援

- ・ギャップファンドプログラムの運営及び実施
- ・経営者候補・事業化支援人材の確保と育成等の機能の充実
- ・案件発掘機能の強化（各省の拠点事業との連携含む）
- ・海外のSUエコシステムとのNW構築・強化
- ・地域PFに対するメンタリング 等

【実施期間・費用】

- ・用途仮説設計から概念実証フェーズの手前：原則500万円程度まで、1年程度（新規公募・採択はR9年度まで）
- ・概念実証以降のフェーズ：原則6000万円程度まで、最長3年程度（新規公募・採択はR9年度まで）

B) 地域プラットフォーム (地域PF)共創支援

- 全国から案件を発掘・育成するための新たなエコシステムを共創
 - ・ギャップファンドプログラムの運営・実施
 - ・産学官金当の連携体制構築 等
- ＜拠点都市PFと連携＞
- ・概念実証フェーズ以降のギャップファンドプログラムの実施等

C) 全国ネットワーク 構築支援

全国の拠点都市PFと地域PFが連携し、それぞれのPFの枠組みを超えた研究成果活用型SUの創出支援が可能となる共通基盤の共創

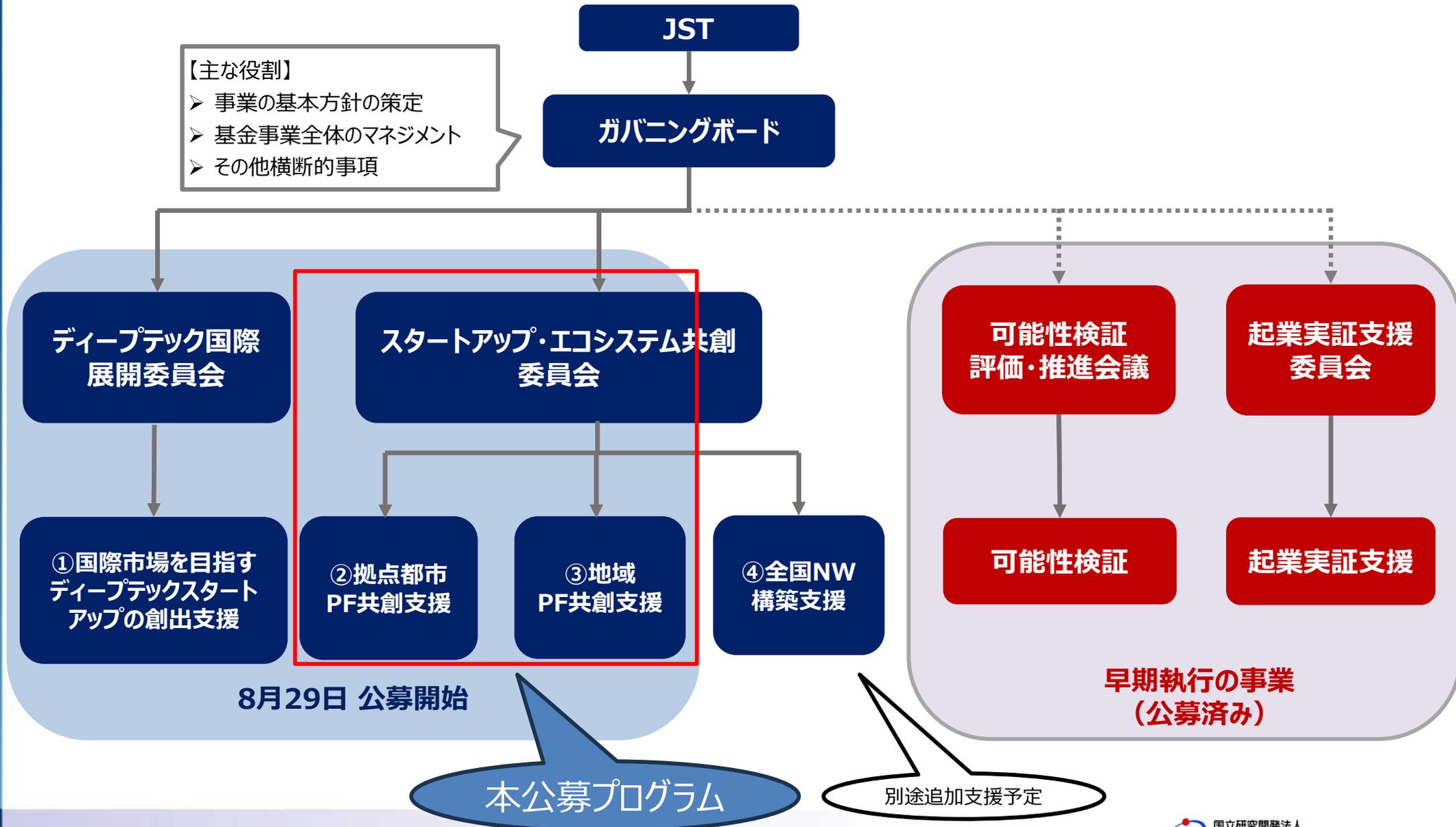
引き続き検討する事項

- ・可能性検証プログラムのR6年度以降について
- ・大学等発SUのモデルケースの創出
- ・マクロトレンド分析
- ・SU創出に深く関わる政府の他事業との連携

令和5年度上記に先立ち実施

- ① プロジェクト推進型起業実証支援・事業プロモータ支援プログラム
- ② 可能性検証プログラム

大学発新産業創出基金事業の全体像



本基金事業で想定する起業に向けたステップ

- ・スタートアップの創出を目指した研究開発は、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。
- ・本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。

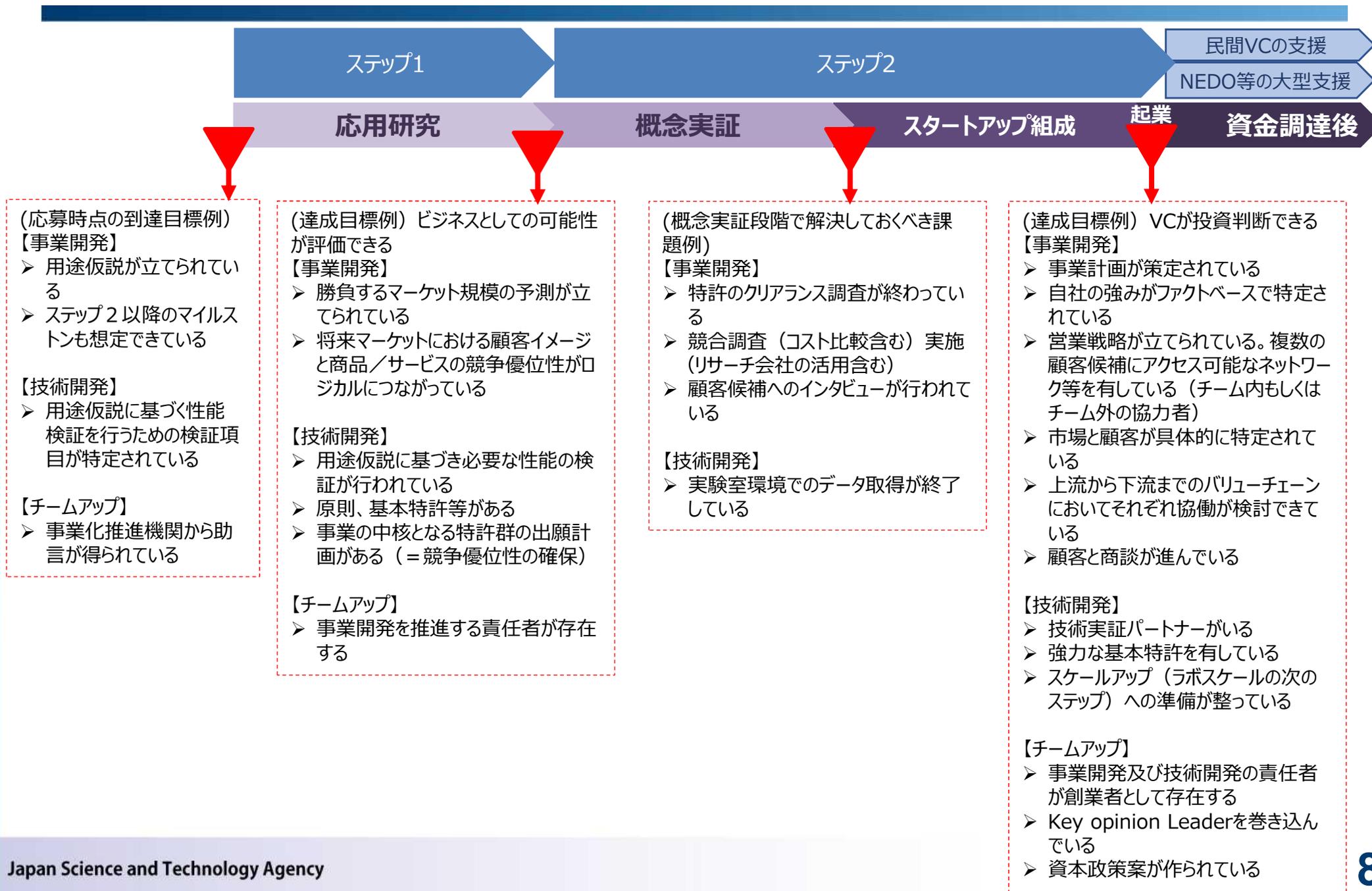
	ステップ1 応用研究	ステップ2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（Poc）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 出 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

ステップ1,ステップ2が本基金事業の対象
ただし、ディープテック国際展開支援プログラムではステップ2のみ

マイルストーン設定

- ・スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、**ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定**し、各ステップにおいてマイルストーンを達成したどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。
- ・本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例



起業後の支援継続

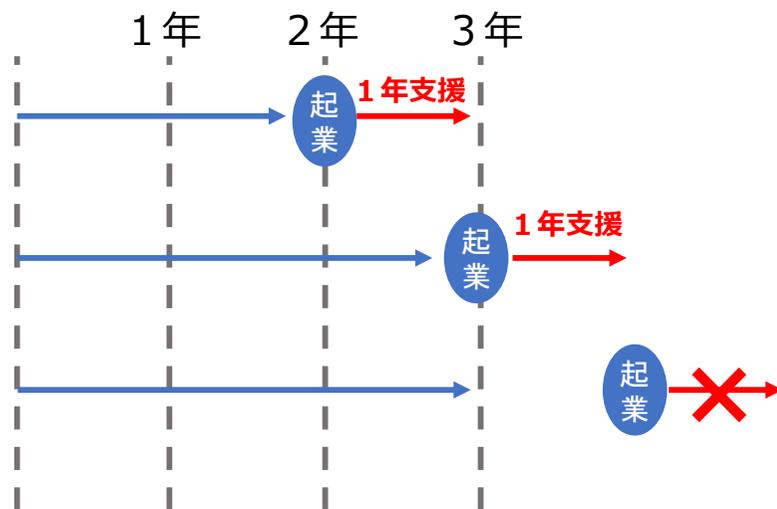
1. 公募要領における記載（抜粋）

本基金事業では、創業初期におけるVCによる出資やNEDOによる支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を行うことを可能とします。

委託研究開発期間中であれば、大学等発SUの起業後も本プログラムにおける研究開発を継続し、支援先として起業後のスタートアップも選択することができます（詳細については検討中）。起業後の支援の継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予めJSTへご相談ください。

2. 支援期間

最長 1 年間



※研究開発期間内に起業した研究開発課題が対象

3. 支援金額

ディープテック国際展開支援プログラム：

原則 1 億円程度まで

スタートアップエコシステム共創プログラム：

原則 2000 万円程度まで

※SUのみならず研究機関、事業化推進機関への支援との合算

※研究開発・事業化支援期間中に要した金額の年平均額を踏まえた資金計画を提出してもらい、審査会およびJSTにおいて必要額を査定

4. 支援内容

大学の研究開発力を活用したSUの研究開発および事業開発に対して支援

(SUへの支援例)

○商品等の改善のための研究開発（人件費含む）

○スケールアップに向けた試作

○商談（顧客、開発パートナー等）等の事業開発

※研究開発機関、事業化推進機関、SUとの連携が必須

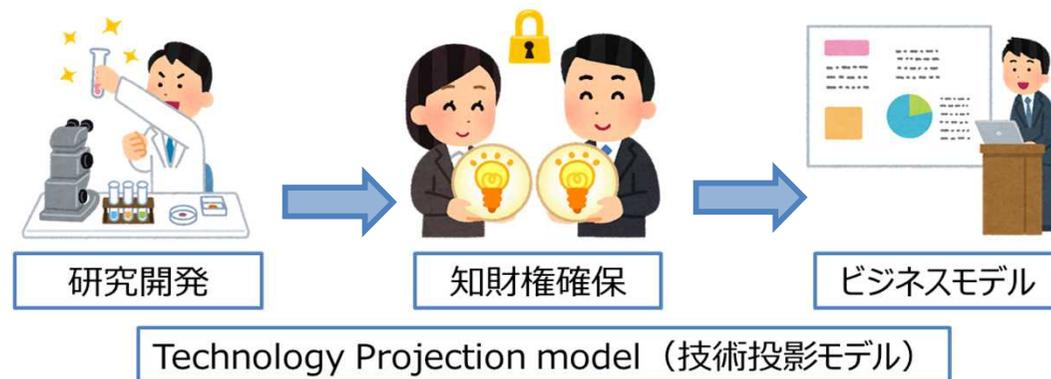
5. 支援判断（審査）

課題を採択した委員会において審査

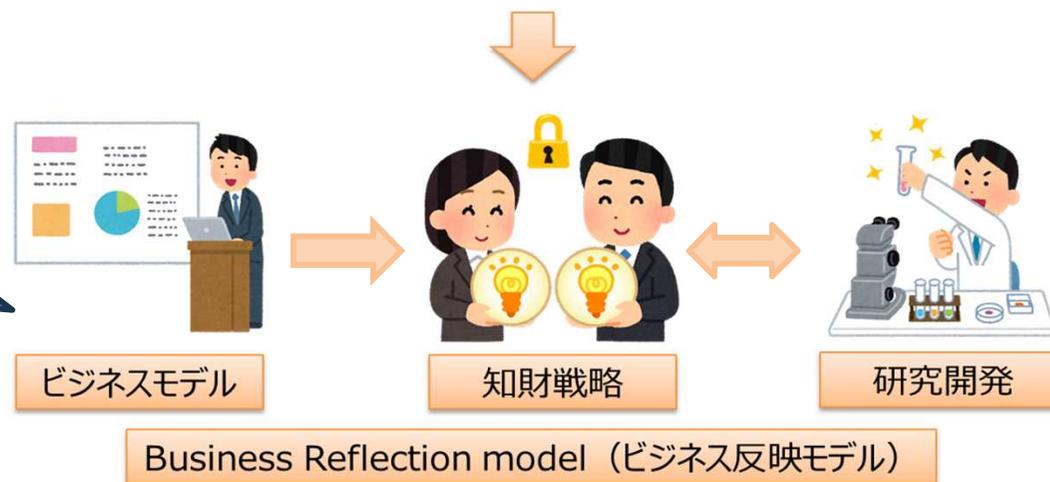
※支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っている等が必要

ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、**当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデル**を意識して推進するように心掛けてください。



研究開発課題
の進め方



スタートアップ・エコシステム共創 プログラムの概要

スタートアップエコシステム共創プログラム 公募概要

	スタートアップ・エコシステム共創プログラム	
	拠点都市プラットフォーム共創支援	地域プラットフォーム共創支援
目的	大学等発スタートアップの創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発スタートアップの継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを、参画機関を拡充しながら形成すること	
募集対象	「START スタートアップ・エコシステム形成支援」を実施しているプラットフォーム	「START スタートアップ・エコシステム形成支援」での支援を受けていない地域の大学等を主幹機関としたプラットフォーム
支援期間	支援開始日から令和9年度末まで ただし、個別の研究開発課題の新規採択は令和9年度までとし、個別の研究開発課題及びそれに付随する活動は、採択年度を含めて最長3ヶ年度程度可能（最長令和11年度末まで）。	
支援額	各プラットフォームで必要額を申請	
採択件数 (予定)	数件程度	数件程度
公募期間	令和5年8月29日（火）～令和5年10月26日（木）	
スケジュール (予定)	書類審査 : 令和5年10月末～11月中旬 ヒアリング審査 : 令和5年11月下旬 支援開始 : 令和6年2月上旬頃	

審査における全体的な考え方

■ 審査では、下記の流れで計画が立てられているかを重視。

① 支援終了の数年後を見据えた**ビジョン**の設定



② 支援終了時点における**目標**の設定



③ 目標の達成に向けた**実施内容の計画立案**と、
計画の進捗を把握するための**指標**の設定



④ 明確な根拠を示した上で、**申請額**の設定

※選考の観点の詳細は公募要領「2.11 選考の観点」(P53)を参照すること

PFのビジョンを見据えた目標の設定、および目標達成のための実施内容・指標の設定

プログラム終了後●年後の
PFのビジョン（●はPFで設定）
※以下の記載項目は設定を必須とする。

R9年度末時点の目標
※以下の記載項目は設定を必須とする。
必須項目以外も適宜、設定すること。

PFにおける実施内容、および指標（例）
※指標については、以下の例を参考に、適宜設定すること。

- PFの特色・強みを活かしたビジョン
- SUの外部資金調達額（VC・事業会社等からの出資、国・自治体等の補助金等）÷JSTからの委託費（直接経費＋間接経費）
- PF運営に資する外部資金獲得額（自治体・産業界・設立したSUからの寄附等）÷JSTからの委託費（直接経費＋間接経費）

- PFで創出したSUの質・量に関する指標
：SUの外部資金調達額（VC・事業会社等からの出資、国・自治体等の補助金等）
：SU創出数
- PFでの起業の活性化状況に関する目標
：SU創出プログラムへの応募数
：SUを創出した大学等数
- 起業に適した環境構築・ネットワーク形成に関する目標
：PF内の機関間で連携して実施する活動数
：各PFがアクセスできるVCの数
：施設・設備等の活用
：自治体・地銀等との連携
：他PFと連携して実施する活動数（地域PFのみで必須）
- PFの基盤・体制強化に関する目標
：PFの起業支援人材数（R9末時点）
：アクセス可能な経営者候補人材数
- 国際展開に向けたネットワーク構築等に関する目標
：海外機関との連携活動数（拠点都市PFのみで必須）
：PFの協力のもと、海外機関と国際展開を見据えた商談を行った個別案件数（拠点都市PFのみで必須）
- 持続可能な体制や仕組みに関する目標
：PFの資金循環の仕組みに参画しているPF内機関数
：PFに資金提供するPF内外の機関数
：PF運営に資する外部資金獲得額（自治体・産業界・設立したSUからの寄附等）

SU創出プログラムに関わる実施内容

- SU創出プログラムの構築・運営
- 経営者候補人材供給機能の構築

SU創出プログラムの実施内容に関わる指標（例）

- ブレインキューベーション活動数
- 事業化推進機関数
- マイルストンの質担保に係る指標（審査時のマイルストーン設定の評点等）
- 案件発掘数
- 知財戦略支援数、単独出願特許数

SUエコシステムの構築に向けた環境整備に関わる実施内容

- プラットフォームの規模拡大
- プラットフォーム内外での連携
- 国際展開機能の強化
- PFの持続可能な運営に向けた仕組みの検討
- 起業に向けた大学等のルール・規程等の整備
- 施設・設備等の活用

SUエコシステムの構築に向けた環境整備の実施内容に関わる指標（例）

- 参画共同機関数
- 参画に向けた外部機関との相談件数
- 意見交換の場・ネットワークイベント等の実施数
- 人材交流数
- 各種支援や必要なインフラの提供件数
- 参画機関が持つ大学VC等のファンド規模
- 案件発掘担当者の数・案件発掘を行う大学等数
- メンターの数
- 知財戦略構築部門の担当者数

PFのビジョンを見据えた目標の設定

【ビジョン設定の際に含める項目】

- PF の特色・強みを活かしたビジョン
- SU の外部資金調達額と、JST からの委託費（直接経費＋間接経費）の比率
- PF 運営に資する外部資金獲得額（自治体・産業界・設立した SU からの寄附等）と、JST からの委託費（直接経費＋間接経費）の比率

【設定を必須とする目標】

- PF で創出した SU の質・量に関する目標
 - ・SU の外部資金調達額（VC・事業会社等からの出資、国・自治体等の補助金等）
 - ・SU 創出数
- PF での起業の活性化状況に関する目標
 - ・SU 創出プログラムへの応募数
 - ・SU を創出した大学等数
- 起業に適した環境構築・ネットワーク形成に関する目標
 - ・PF 内の機関間で連携して実施する活動数
 - ・各 PF がアクセスできる VC の数
 - ・施設・設備等の活用
 - ・自治体・地銀等との連携
 - ・他 PF と連携して実施する活動数（地域 PF のみで必須）
- PF の基盤・体制強化に関する目標
 - ・PF の起業支援人材数（令和 9 年度末時点）
 - ・アクセス可能な経営者候補人材数
- 国際展開に向けたネットワーク構築等に関する目標（拠点都市 PF のみで必須）
 - ・海外機関との連携活動数
 - ・PF の協力のもと、海外機関と国際展開を見据えた商談を行った個別案件数
- 持続可能な体制や仕組みの構築に関する目標
 - ・PF の資金循環の仕組みに参画している PF 内機関数
 - ・PF に資金提供する PF 内外の機関数
 - ・PF 運営に資する外部資金獲得額（自治体・産業界・設立した SU からの寄附等）

プラットフォーム（PF）における主な実施事項（まとめ）

（１）スタートアップ創出プログラムの構築・運営

- ・ スタートアップ創出プログラムの構築・運営（ステップ1,2）
- ・ 経営者候補人材供給機能の構築

PF内で
大学等発SU創出を目指す研究開発課題
を発掘・募集・採択

（２）スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備

- ・ PFの規模拡大
- ・ PF内外での連携
(ノウハウ・ネットワーク共有、拠点都市PFと地域PF連携、自治体・地銀等との連携)
- ・ 国際展開機能の強化
- ・ PFの持続可能な運営に向けた取組の検討
- ・ 起業に向けた大学等のルール・規程等の整備
- ・ 施設・設備の活用

（３）運営体制・ガバナンスの構築

- ・ PF全体の運営体制・ガバナンスの仕組みの構築
- ・ スタートアップ創出プログラムの運営体制・ガバナンスの仕組みの構築
(案件発掘や伴走支援を行う起業支援体制の構築、特許等知財戦略支援体制の構築を含む)

(1) スタートアップ創出プログラムの構築・運営

各PFで実施するスタートアップ創出プログラムの内容

- **PFにおける設計**：各ステップの設計要件を踏まえ、支援期間・金額の範囲内において、PFの実情に合わせて最適な仕組みを設計
- **活動内容**：各ステップに応じた**終了時点の目標を設定。**
事業開発面/研究開発面のマイルストーンをそれぞれ設定。

	ステップ1	ステップ2
	応用研究	概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果をビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げる	前半ではビジネスとしての可能性評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指す（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発SUの組成とVCが投資判断できるレベルに向けて、PoCを継続して実施（スタートアップ組成）
支援期間上限	1年間	3年程度
支援金額上限 (支援期間総額・直接経費)	原則500万円 (特別枠1000万円)	原則6,000万円 (特別枠1億円)

- ステップ1の研究開発課題は、令和9年度まで採択可能であり、原則1年間は実施可能。ただし令和10年度以降、当該課題がステップ2の研究開発課題に昇格することは不可。
- ステップ2の研究開発課題は、令和9年度まで採択可能。ただし、令和9年度に採択した課題については、最長で令和11年度末までが実施期間となる。
- 研究代表者が学生（修士・博士課程）の場合は、最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とし、PFの委員会において必要性が認められる場合は1,000万円までの支出を可能。
- 委員会が必要と認めた場合は、特別枠としてのプログラムを構築することが可能。特別枠のプログラムを設ける場合は、設置の背景や、想定される案件数、案件の資金内訳、採択予定数、及び審査体制等を提案書において説明すること。

各PFで実施するスタートアップ創出プログラムの内容(2)

	ステップ1	ステップ2	
	応用研究	概念実証	スタートアップ組成
申請者	研究代表者	事業化推進機関 + 研究代表者	
推進体制	「研究代表者」がPFの起業支援人材（※）の伴走支援を得つつ、事業化推進機関等に適時相談しながら推進。 （PFは、研究者が事業化推進機関等に相談できる体制を整える）	「事業化推進機関」および「研究代表者」が 事業化推進機関のプロジェクトマネジメント のもとで、研究開発課題の一体的推進体制を構築して提案。	
実施内容	・マイルストーンを設定して活動 ※研究代表者等主体で、 想定顧客候補等に対するヒアリングを実施	・事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとでマイルストンの達成に向けた活動を実施	
進捗管理・評価	終了時にマイルストンの達成状況等を評価	・マイルストーン達成状況を、1年ごとに評価（支援金額の増減・課題の中止も可） ・終了時に達成状況进行评估	

※起業支援人材：具体的には学内URA等の専門人材が想定される。PF内において案件発掘を行うほか、研究者と協働したSU創出プログラムへの応募に向けた用途仮説設計やマイルストーン設計の実施、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施。

SU創出プログラムの実施内容

- SU創出プログラムの実施規模は、次の「シーズの蓋然性に関する指標例」を参考に、妥当性について定量的に説明が可能な規模とすること。

(参考) シーズの蓋然性に関する指標例：

科研費等の研究費の受託件数・総額、単願特許件数、大学等発の研究成果を基にしたSU創出の実績（数、資金調達額等）（いずれも2018~2022年度の実績）等

- SU創出プログラムの実施内容は、次の項目を含めて定めること。
 - 案件発掘活動の詳細（用途仮説やマイルストンの設計支援を含む）
 - 募集方法、応募要件、申請様式
 - 選考方法や審査の観点、審査体制（外部有識者の活用等含む）
 - 起業支援活動の内容（他のPFと連携して実施する場合には連携先・内容も記載。
Demo Dayや国際展開を見据えた海外との商談等を含む）
 - 支援期間中の実施スケジュール

SU創出プログラムの案件審査における審査項目について

【ステップ1】

- 審査項目に以下の観点を含めること。なお、必要に応じてこの他の観点を追加することは可能。設定にあたっては、図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例」を参照すること。

- 明確なマイルストーン設定
- シーズ・知財の状況
- 事業性
- 終了時点での目標達成に向けた実施体制
- 競合分析

【ステップ2】

- PFとして目指す大学等発SUのポートフォリオも踏まえ、PFにおいて適切に審査項目を設定すること。設定にあたっては、以下を参照すること。
 - 図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例」
 - 本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」の審査項目

経営者候補人材供給機能の構築

- 大学等発SUの経営者候補人材を持続的に確保・育成するための仕組み（実践的な経営者候補人材の確保・育成のためのプログラム等）を構築。
- 各PFでは経営者候補人材と研究者がマッチング可能な仕組みを構築し、特にスタートアップ創出プログラムに採択された研究代表者とのマッチングを積極的に実施。
- 地域PFでは、拠点都市PFとの連携関係（ノウハウ・ネットワークの共有、プラットフォームの人材の相互利活用の体制等）を構築のうえ実施。 拠点都市PF側は、地域PFから提案があった場合、連携を前提として協議を行うこと。
- 地域PFでは、拠点都市PFとの連携実施にあたり、必要に応じて拠点都市PFが実施する経営者候補人材のマッチングの仕組み等を活用することも可能。

SUエコシステムの構築に向けた環境整備の主な内容（1）

実施項目	主な実施内容
PFの規模拡大	<ul style="list-style-type: none">・これまで参画していない大学等に対して、PFへのSU創出共同機関としての参画を促進・特に文部科学省や他府省等の拠点形成事業を実施する大学等の参画を期待。※新たなSU創出共同機関の参画が得られ、計画に追加される場合、評価等を経てJSTは追加支援等を実施。
PF内外での連携	<ul style="list-style-type: none">・ノウハウ共有やネットワーク形成の取組を実施。・地域PFは、既存の拠点都市PFと連携関係を構築。・自治体や地方銀行、経済団体等との連携体制を構築。
国際展開機能の強化 (※拠点都市PFのみ必須)	<ul style="list-style-type: none">・拠点都市PFでは、案件の国際展開に向けた活動を実施。 (※視察を目的とした海外出張・派遣は本公募プログラムの支援対象外)
PFの持続可能な運営に向けた仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none">・支援期間終了後のPFの資金循環に向けた計画を立案。・支援期間終了後も起業支援活動を担うことができる人材を配置。

SUエコシステムの構築に向けた環境整備の主な内容（2）

実施項目	主な実施内容
起業に向けた大学等のルール・規程等の整備	<p>・主幹機関・SU創出共同機関として参画する機関（※）は、<u>令和6年度末までに以下の整備を実施。</u></p> <ul style="list-style-type: none">➤ 研究者の大学等発SUとの兼業（技術顧問等を含む）を可能とする兼業規程➤ 大学等発SUへのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程➤ 大学等発SUの株式又は新株予約権の取得等にする規程等➤ 研究者が設立した、または設立に関与した大学等発SUとの共同研究に関する規程➤ 大学等発SUとの研究者の兼業や共同研究、大学等発SUへのライセンス等を認める上で必要となる利益相反マネジメントに関する規程 <p>（※主幹機関・SU 創出共同機関としてPFに参画するすべての国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等）</p>
施設・設備の活用	<p>・SU創出プログラムで推進する案件の成果最大化に資する施設及び設備（※）を確保。</p> <p>（※施設・設備の賃料、利用料等の支出を想定。施設の新設及び既存施設の増改築・改修・取得等に係る経費（工事費のほか、建設計画に関する調査、設計及び監理等の施設の整備に必要な経費を含む）等には支出不可）</p>

PF全体の運営体制・ガバナンス

○ PF全体の運営体制の構築

- 参画機関が個々で取り組むのではなく、各機関の特色を生かした役割分担により、PF全体のパフォーマンスを最大限に高めるための運営体制を構築すること。
- 主幹機関を中心とした意思決定の仕組みを構築すること。なお、意思決定の仕組みには、PF外部者の意見が適切に反映されるようにすること。
- 本公募プログラムにおけるPFでの活動に関して、JSTとの委託研究契約に反しない範囲で、参画機関同士で各種契約を締結する等のPFの全体運営に必要な措置を講ずること。

○ PF運営全体のガバナンス

想定されるリスクに適切に対応できるようなガバナンスの仕組みを整備。

【想定されるリスクの例】

- PFの取組が計画通りに進まないリスク（ただし、委員会の承認を経た計画の変更は認める）
- PFの運営が一体的に行われないうリスク
- 各機関に対して不適切に予算配分がなされるリスク（SU創出共同機関に対して予算配分が不十分等）
- 各機関において不適切な予算執行がなされるリスク（JSTのルールに則った執行がなされない等）

SU創出プログラムの運営体制・ガバナンス（1）

○ スタートアップ創出プログラムの運営体制

- 大学等発SU創出・資金調達実績、大学等発SU創出支援実績及び、SU創出プログラムの構築・運営実績を有する専門家が参画する、あるいは助言ができる体制とすること。（なお、これら専門家は、必ずしもPFの参画機関に在籍している必要はなく、必要なときに最適な支援・助言を得られるPF外の人材のネットワークを含め、運営体制を構築。）
- SU創出プログラムの審査・評価の体制構築にあたっては、課題のマイルストーン設定の妥当性等を適切に評価できる者が参画するとともに、個別の研究開発課題の関連分野に精通した者が適切に評価プロセスに関われるようにすること。
- 研究開発課題の予算計画の妥当性に加え、経費執行内容がJSTの委託研究事務処理説明書に則して適切であるかを確認できる体制を構築すること。
- PFに参画する民間の金融機関等から適切な人材を巻き込み、SU創出プログラム全体の効率的な資金支出を確認する仕組みや、個別案件の資本政策の相談が可能な仕組みの構築等を推奨。
- SU創出プログラム運営の経験やノウハウが、PF内の各機関に蓄積・共有される仕組みを構築すること。

SU創出プログラムの運営体制・ガバナンス（2）

○ スタートアップ創出プログラムの運営体制

➤ 案件発掘や伴走支援を行える起業支援体制の構築

- ✓ 主幹機関だけでなく、SU創出共同機関においても積極的な案件発掘活動を行うことができる体制をPF全体として整備すること。
- ✓ 案件の発掘にあたっては、ターゲットを絞って積極的に研究室を訪問・対話するとともに、知財部門・TLO等による発明発掘活動等とも密接に連携すること。
- ✓ PF内の各大学等において、案件発掘活動や案件の進捗管理、起業支援活動等を担うことができる起業支援人材を確保するとともに、当該人材の育成を積極的に実施すること。（確保・育成する起業支援人材については、例えば、任期のない学内教職員として配置する等、本公募プログラムの支援期間終了後も起業支援活動等を担うことができるよう、体制構築に取り組むこと。）

➤ 特許等知財戦略支援体制の構築

- ✓ 強い大学単独特許を確保するための方策をPF全体として検討すること。
- ✓ PF全体及び各大学等において、「大学知財ガバナンスガイドライン（大学知財GGL）」（2023年3月29日公表）を参照したうえで、特許の質を確保し、SU創出に向けた特許化やライセンスの支援を組織的に実施するための適切な体制を構築すること。

SU創出プログラムの運営体制・ガバナンス（3）

○ スタートアップ創出プログラムのガバナンス

想定されるリスクに適切に対応できるようなガバナンスの仕組みを整備。

【想定されるリスクの例】

- 不適切な課題（当初からSU創業を目指していない課題等）の採択
- 不適切な課題や目標を達成できていない課題の次のステップへの昇格
- 審査体制の利益相反マネジメントの不足
- 審査体制における、適切なスキルを備えていない人物の参画
- SU創出プログラム運営における各種意思決定プロセスの不明瞭さ、不透明さ
- 課題実施のための不適切な予算計画・執行計画のため、目標実現が困難となるリスク

推進体制の構成要素（1）

（1）主幹機関

- ✓ 本公募プログラムにおいて、PFの活動を中心となって推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）を主幹機関と呼ぶ。
- ✓ 主幹機関は、SU創出共同機関と共同で本公募プログラムに申請し、連携してPFの活動を推進する。
- ✓ 本公募プログラムを推進するための全体の責任者、及び主幹機関の責任者として「総括責任者」を任命。
- ✓ 拠点都市PFにおいては、主幹機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画している必要がある。また、STARTスタートアップ・エコシステム形成支援において主幹機関を複数設けている場合に限り、主幹機関を複数設けることが可能。
- ✓ 地域PFにおいては、拠点都市PFの主幹機関・SU創出共同機関ではない機関のみ、地域PFの主幹機関となることが可能。また、主幹機関を複数設けることも可能ですが、応募前にJSTへ連絡すること。

（2）SU創出共同機関

- ✓ 本公募プログラムにおいて、PFの活動を主幹機関と連携して推進する国内の機関(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)をSU創出共同機関と呼ぶ。
- ✓ SU創出共同機関は、本公募プログラムを推進するためのSU創出共同機関の責任者として「SU創出共同機関責任者」を任命。
- ✓ 地域PFにおいては、拠点都市プラットフォームの主幹機関およびSU創出共同機関以外の機関のみ、地域プラットフォームのSU創出共同機関となることが可能。

※本公募プログラムにおけるSU創出共同機関は、スタートアップ・エコシステム拠点都市への参画は必須とはしない。

推進体制の構成要素（2）

（3）協力機関

- ✓ 協力機関は、主幹機関、SU創出共同機関が推進するPFの活動に協力する機関（国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体）とする。
- ✓ 協力機関は、スタートアップ・エコシステム拠点都市へ必ずしも参画している必要はない。なお、協力機関はJSTと委託研究契約を締結せず、JSTからの資金提供も行わない。

（4）プログラム代表者

- ✓ 主幹機関に「プログラム代表者」を1名配置する。プログラム代表者は、PFが目指すビジョンを、参画機関等との調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は、スタートアップ・エコシステムの発展に向けて、関係機関とのネットワークを構築し、PF全体のマネジメントを行う。

（5）プログラム共同代表者

- ✓ 全ての主幹機関・SU創出共同機関に、「プログラム共同代表者」を1名ずつ配置する（ただし、主幹機関においてはプログラム代表者がプログラム共同代表者を兼ねることも可能）。大学等におけるプログラム共同代表者は、当該大学等における、SU創出プログラムをはじめとした事項の実施状況を一貫して把握し、全学的な視野で中長期的な計画を立てて活動を推進。大学等以外の機関におけるプログラム共同代表者は、自らの機関において実施する、大学等のSU創出プログラムの推進に資する活動や、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備、その他PFの発展に資すると考えられる活動について、中長期的な計画を立てて推進。
- ✓ また、プログラム共同代表者は主幹機関のプログラム代表者や他のSU創出共同機関のプログラム共同代表者と主体的に意思疎通を図り、学内外の利害関係の調整を行うこと。

SU創出プログラム 各ステップの実施要件

- 各PFは、基本的にステップ1及び2のSU創出プログラムの計画を提案することが可能。ただし、ステップ2の実施に当たっては、下記の条件を満たす必要がある。
 - ✓ ステップ2の案件となりえる有望案件がプラットフォーム内に一定数存在すること。
 - ✓ ステップ2の案件を研究開発・事業化の観点から適切に審査できる体制が整っていること。
 - ✓ ステップ2の案件について、事業化推進機関による事業化推進活動と経営者候補人材のマッチング機会の提供等を含め、適切な推進ができる体制が構築されていること。
- 上記条件を満たすための体制・リソース等が不足している場合は、条件を満たしていると考えられる拠点都市PFから、運営のノウハウ取得、各種専門機関・人材の紹介等を得て実施する計画を申請。拠点都市PFにおいては、他のPFから相談があった場合には、連携を前提として協議を行う。
- また、地域PFにおいては、ステップ2を実施する場合、拠点都市PFとの連携を必須とする。地域PFは、条件を満たしていると考えられる他の拠点都市PF等から、運営のノウハウ取得、各種専門機関・人材の紹介等を得て実施する計画を申請。なお、地域PFではステップ2を実施せず、拠点都市PFのSU創出プログラムに案件をつなぎ、事業化推進を実施する等の計画も可能です。ステップ2の実施条件を満たしている拠点都市PFにおいては、地域PFから相談があった場合には、連携を前提として協議を行うこと。
- 委員会では、各PFで想定される有望案件数とその根拠、PFにおける審査体制や推進体制の計画等を審査し、SU創出プログラムの構成変更（例：ステップ2のプログラムは実施しない）、支援金額の減額等を行う場合がある。

留意事項

SU創出プログラムの審査における利益相反マネジメント

- SU創出プログラムの審査にあたり適切な利益相反マネジメントを必ず実施すること。課題審査の10営業日前までに、評価者のリスト（評価者の氏名、評価者の全ての所属先を含むもの）、及び具体的な利益相反マネジメント方針をJSTに提出すること。（書類審査、面接審査を別の評価者で実施する場合は、両方の評価者のリストを提出すること）
- 上記利益相反マネジメント方針に以下の内容を必ず含めること。

<選考に関わる者の利益相反マネジメント>

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わらないこととする。（具体的には、書類審査では利害関係のある案件の審査を行わないこと、申請者と面接等をする場合、利害関係者は退出すること、全体審議等では対象課題に関する発言をしないこと等。）

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は同一の企業に所属している者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 申請者等と同一の大学等の研究機関に所属している、本事業の運営に関わる者（計画書の参加者リストに氏名の記載がある者）、及び産学連携部門の者
- d. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- e. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他、JSTの事務局もしくはプラットフォームの事務局が利害関係者と判断した者。

留意事項

SU創出プログラムの運営（公募要領より一部抜粋。詳細は公募要領P35）

- 各PFは、毎年度のSU創出プログラムの実施にあたって、募集する研究開発課題の単価、採択予定数、募集方法や応募要件、スケジュール等を定め、これらの情報や募集要領・使用する申請書等を速やかにJSTに報告・提出すること。
- 各PFは、ビジョン・目標や想定する大学等発SUのポートフォリオに沿って、大学等発SUの設立を目指す提案を採択すること。基礎研究を目的とした提案や、体制も含めた提案内容が、起業よりも既存企業への技術移転に適した内容である提案は、本基金事業の趣旨に反するので、採択しないこと。このような提案を採択したことが判明した場合、JSTが実施を認めない場合がある。
- 採択は審査結果を基に決定すること。採択にあたっては、原則として所属機関等のバランスは考慮しないこと（例えば、各大学が最低1件ずつ採択となるような調整はしないこと）。
- 既に申請者がSU企業を設立している場合は、その企業で実施できない合理的な理由を確認すること。
- 採択となった研究開発課題について、研究計画書を作成すること。研究計画書において、JSTが定める事務処理説明書、および所属機関の規程に従った経費執行となっているか等について、各PFで確認できる体制を整え、責任をもって管理すること。

留意事項

研究開発課題の推進（公募要領より一部抜粋。詳細は公募要領P36）

- 各PFは、各研究開発課題における研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等について、外部専門機関等の活用により効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等への外注(研究開発要素を含まない)を効果的・積極的に活用することを研究代表者及び研究代表者の所属機関に推奨すること。ただし、外注(研究開発要素を含まない)にあたっては、知的財産権は大学等側に帰属するよう、PF内で十分留意すること。
- ステップ1の研究開発課題においては、研究者自身の研究開発成果の起業に向けた新たな視点を得ることを目的に、研究代表者等が主体となって、起業支援人材や事業化推進機関等と協力して、想定顧客候補等に対するヒアリングを数件実施すること。
- ステップ2の研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本公募プログラムにおける実施期間中に、本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とする。ただし、採択された場合、PFにおける支援はその時点で中止すること。詳細については、別途JSTと相談すること。
- 必要に応じて、PF内でDemo Dayを開催（既存のDemo Dayに相当するような取組と連携しての開催も可）し、研究開発課題がDemo Dayで事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会を設けること。その際、研究開発成果のみならず、支援期間でブラッシュアップしたビジネスモデルを必ず発表に含めることとし、研究者同士が互いにレビューし、起業に向けた意欲等を高め合うような機会として設定すること。
- 研究開発課題の推進にあたっては、起業のタイミングを精査し、起業後の発展に向けて、起業チームがNEDOやVC等、次のステップのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早めに始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上、適切なタイミングで起業するよう留意すること。

留意事項

事業化推進機関・起業支援人材・研究代表者の主な役割

- 事業化推進機関は、SU創出プログラムを通じ、研究代表者や起業支援人材に助言を行う。また、ステップ2の研究開発課題に参画する際は研究成果の事業開発に対する責任を有する。シーズに関する深い理解の上で、市場の環境分析等を通じて創出を目指す大学等発SUの適切な事業化計画とそれに必要な研究開発計画（達成目標および事業化マイルストーン及び研究開発マイルストンの設定含む）を策定し、研究開発課題をリードすると共に、民間からの投資の獲得（自身による投資判断の俎上に載せることを含む）に向けた事業育成を行う。また、起業に向けた体制構築のため、PFが行う経営者候補人材のマッチングに協力するとともに、必要に応じ、自ら経営者候補人材の選定・推薦の実施や、研究開発課題への参加を通じた経営者候補人材の育成を期待。
- 起業支援人材は、PF内において案件発掘を行うほか、研究者と協働したSU創出プログラムへの応募に向けた用途仮説設計やマイルストーン設計の実施、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施。
- 研究代表者は、研究開発に責任を有する。SU創出プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進める。ステップ1では、PFの起業支援人材や事業化推進機関と適宜相談しながら研究開発を実施し、ステップ2においては、起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下、一体となって研究開発を実施。

留意事項

研究開発課題の研究代表者の要件

研究開発課題の研究代表者は、以下の①～④の要件を全て満たすこと。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、所属する国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出されたAI技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、以下⑤～⑦が条件。

- ⑤ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は原則として不可。）
- ⑥ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑦ 研究開発費は最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とすること。（ただし必要性がある場合は1,000万円までの支出は可能。）

研究開発課題における共同研究

- ✓ 以下①～②に示すパターンの場合、研究代表者とは別に研究実施責任者（主たる共同研究者）を設定し、共同研究を実施可能。（3機関以上の共同研究についても同様の考え方。）ただし、共同研究の実施の可否は各プラットフォームで方針を定めること。また、複数の機関で共同研究を実施する場合は研究開発課題の決定時にJSTまで連絡すること。
 - ① 同一プラットフォーム内の主幹機関・SU創出共同機関の間での共同研究
 - ② プラットフォームAの主幹機関・SU創出共同機関と、プラットフォームBの主幹機関・SU創出共同機関の間での共同研究

- ✓ 上記②のパターン（プラットフォームをまたぐ研究開発課題）を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件。特に、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、SU創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整を行うこと。

重複制限

- ✓ 同一の研究代表者は次ページのうち2つ以上のファンドを同時に実施不可
- ✓ 最終年度を除き、1つのファンドを実施しながらもう1つのファンドへの申請不可（本公募プログラムで研究開発を実施している研究代表者が、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに申請する場合を除く）
- ✓ 複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択
- ✓ 同一の研究代表者による同一のファンドへ複数課題の申請不可

留意事項

重複制限

		大学発新産業創出基金事業					研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム						
		ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創（本プログラム）内の研究開発課題②	起業実証支援③	可能性検証		起業実証支援⑤	ビジネスモデル検証支援⑥	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	大学推進型内の研究開発課題⑨	
					【起業挑戦】④	【企業等連携】⑩			起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪			
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開①	-	× ^{注1)}	×	×	△	×	×	×	△	×	×	
	スタートアップ・エコシステム共創（本プログラム）内の研究開発課題②	× ^{注1)}	-	×	×	△	×	×	×	△	×	×	
	起業実証支援③	×	×	-	×	△	×	×	×	△	×	×	
	可能性検証	【起業挑戦】④	×	×	×	-	-	×	×	×	△	×	×
		【企業等連携】⑩	△	△	△	-	-	△	△	△	×	△	△

△：技術シーズが異なれば実施可

×：同時に実施不可

※どちらのファンドにも採択されていない場合は両方に申請可能

-：同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

留意事項

事業化推進機関の要件

- ✓ 本公募プログラムでは、事業化推進機関との連携構築に取り組みながらSU創出プログラムを実施することを必須とする。以下の要件を満たす機関を確保し、SU創出プログラムの運営や個別研究開発課題の事業化推進等を実施すること。
 - ① 事業を構想する能力（起業前段階を含むSUの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有している。
 - ② 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる熱意及び実績を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できる。
 - ③ PFが行う事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）の確保・マッチングに協力するとともに、関係機関等との連携が可能。
 - ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できる。（国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい。）
 - ⑤ 設立に関与した大学等発SUに対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有している。

※なお、官民イノベーションプログラムの支援を受けている4大学（東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学）の100%出資子会社であるベンチャーキャピタルは他の国費による支援と重複する場合は活動経費が認められない（0円となる）。

留意事項

経営者候補人材の要件

- ✓ 研究開発課題の推進に当たっては、熱意とポテンシャルのある経営者候補人材の参画を推奨。
経営者候補人材の要件は下記の通り。
- ① 経営能力（これまでの起業経験やスタートアップの経営実績等）を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
 - ② 本公募プログラムの支援を受けるにあたり、研究開発実施体制に参画できること。
（実施体制への参画にあたり人件費や活動費の執行を要する場合は、研究代表者の所属機関から執行する体制が整っている必要があります。）

公募から支援開始までのスケジュール（予定）

項目名	日付
公募開始	8/29
公募締切	10/26（正午）
書類審査	～11月中旬頃
ヒアリング審査	11/22, 11/24, 11/27
採択機関の決定・通知	12月中～下旬頃
契約締結、プログラム開始	2月上旬以降

※上記のヒアリング審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合がある。

支援額

- ✓ PFとして必要と考える金額を申請すること。
- ✓ 設定した金額の妥当性自体も審査の対象となり、申請額は選考を通じて査定を受ける。実際の支援額は、最終的に委員会による審査を踏まえ、JSTが決定する。選考の結果、採択となった場合でも、実際の支援額を申請額から大幅に減額する場合がある。

【申請額の設定にあたっての考え方】

- ✓ 各PFは、支援終了後を見据えたビジョンのもと、本公募プログラムの支援終了時点における目標を定め、目標の達成に向けた実施内容を計画するとともに、計画の進捗を把握するための指標を設定すること。申請額の設定にあたっては、目標を達成するための計画として、明確な根拠を示すこと。
- ✓ 実施期間を通してPFが成長すること(規模等の拡充等)を期待。その成長を念頭におき、各年度の申請額の設定をすること。
- ✓ 申請額の算定根拠は、以下の内容を基に作成すること。
 - ▶ スタートアップ創出プログラム（研究開発費）
 - …各ステップの単価と期間、各年度の申請件数の見込み、想定される採択率、各年度の採択予定数 等
 - ※案件の蓋然性、案件発掘の活動実績、把握しているPF内の潜在的な研究シーズの分析等を踏まえ、根拠を示したうえで申請件数を設定すること。
 - ▶ スタートアップ創出プログラムの運営やスタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備の実施に必要な活動経費（プログラム推進費）
 - …参画機関数、人件費支出対象数 等

応募要件（拠点都市PF）

○ 拠点都市プラットフォーム共創支援における応募要件

以下の1~3をすべて満たすこと。

1. STARTスタートアップ・エコシステム形成支援における主幹機関を中心とした提案となっている（STARTスタートアップ・エコシステム形成支援における主幹機関と本公募プログラムにおける主幹機関は同一）。
2. 主幹機関、SU創出共同機関は、共同で実施可能なSU創出プログラム等を構築する。
3. 主幹機関、SU創出共同機関は、支援期間終了後の持続的な起業活動支援等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携したSU創出プログラムの運営が実施できる体制の構築に向けて取り組むこと。特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関、SU創出共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にスタートアップ・エコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築すること。

※主幹機関：本公募プログラムにおけるPFの活動を中心となって推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

※SU創出共同機関：主幹機関と連携して、本公募プログラムにおけるPFの活動を推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

※主幹機関、SU創出共同機関等の機関の要件は、公募要領本体「2.1.4 本公募プログラムの実施に当たって構築すべき体制とガバナンス」における「○推進体制の構成要素」を参照のこと。

応募要件（地域PF）

○ 地域プラットフォーム共創支援における応募要件

以下の1~6をすべて満たすこと。

1. PFは、主幹機関・SU創出共同機関の所在する都道府県がPF全体で合計3つ以上となるよう形成する。なお、主幹機関・SU創出共同機関として最低5機関以上の複数機関が連携し、PFを形成することが望ましい。
2. 1つ以上の自治体を協力機関に含む。
3. 地域における金融機関を1つ以上参画機関に含む（協力機関としての参加も可）。
4. 一般財団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれか1つ以上を参画機関に含む（協力機関としても参加可）。
5. 主幹機関、SU創出共同機関が、共同で実施可能なSU創出プログラム等を構築する。
※PFとして事業化に挑戦できるシーズを一定数以上保有している必要がある。
6. 主幹機関、SU創出共同機関は、支援期間終了後の持続的な起業活動支援等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携したスタートアップ創出プログラムの運営が実施できる体制の構築に向けて取り組む。特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関またはSU創出共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にスタートアップ・エコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築する。

※主幹機関、SU創出共同機関等の機関の要件は、公募要領本体「2.1.4 本公募プログラムの実施に当たって構築すべき体制とガバナンス」における「○推進体制の構成要素」を参照のこと。

※地域PFの主幹機関・SU創出共同機関となることのできるのは、拠点都市 PFの主幹機関・SU創出共同機関でない機関のみ。

応募方法(e-Rad) (詳細は公募要領P47)

- ✓ 申請はe-Radを用いて、プログラム代表者、及び主幹機関の「事務代表者」により行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Radを用いたWeb上での入力、②e-Radを用いた電子媒体の様式のアップロードの2つの作業が必要です。
- ✓ 「拠点都市プラットフォーム共創支援」と「地域プラットフォーム共創支援」でe-Rad の入力画面が異なりますので、間違えないようご注意ください。

選考の観点（１）

【全体】

- ✓ 支援終了後を見据えたPFのビジョンについて、必須としている事項を含んだうえで、適切に設定しているか。
- ✓ 設定したビジョンのもと、本公募プログラムの支援終了時点における目標について、必須としている事項を含んだうえで、適切に設定しているか。
- ✓ 目標の達成に向けて、「スタートアップ創出プログラムの構築・運営」、および「スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境の整備」の実施内容とその計画、および実施内容に関連した指標を適切に設定しているか。
- ✓ 実施計画に即して、根拠を明確にした申請額を適切に設定しているか。
- ✓ PF内の役割分担とマネジメント体制の構築、運営体制やガバナンスの仕組みの整備の計画は適切か。

選考の観点（２）

【スタートアップ創出プログラムの内容】

- ✓ SU創出プログラムの設計および運営スケジュールは妥当か。
- ✓ SU創出プログラムのステップ1、2において特別枠を設ける場合、設置の背景や、想定される案件数、案件の資金内訳、採択予定数、及び審査体制等が妥当か。
- ✓ 研究開発課題のシーズの発掘及び募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査・運営体制は妥当か。特に、ステップ2に関しては、実施条件を満たしているか。
- ✓ マイルストーン設定を中心に、研究開発課題の実施内容、予算計画、事業化推進計画を適切に策定・評価できる体制になっているか。
- ✓ 研究開発課題の計画について、JSTが定める事務処理説明書、および所属機関の規程に従った経費執行となっていることをプラットフォーム内で確認できる体制が整っているか。
- ✓ 採択した研究開発課題の伴走支援を適切に行い、PFが目指す大学等発SUのポートフォリオを実現できる体制・プログラムとなっているか。

選考の観点（3）

【スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備の内容】

- ✓ PFの規模拡大、PF内外での連携、PFの持続可能な運営に向けた仕組みの検討、施設・設備の活用等に係る計画は適切か。
- ✓ 起業に向けた大学等のルール、規程等について、令和6年度末までに整備する計画となっているか。
- ✓ 拠点都市PFにおいては、国際展開を見据えた実施計画となっているか。

【その他】

- ✓ SU創出共同機関への資金配分も含め、PFの経費執行計画は適切か。

特許関連経費の直接経費からの支出について

- 本公募プログラムでは、大学等を対象として、以下の1から5の要件をいずれも満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費（プログラム推進費）から支出することが可能（条件を満たしていない場合でも間接経費から支出可能）。
- 1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
- 2. 原則、委託研究開発期間内に出願であること。
- 3. 大学等の単独出願もしくは同一PF内の大学等の共同出願（共同出願が可能なのはPF内の複数大学等でSU創出プログラムを共同実施した際に得られた研究成果に基づく特許出願の場合のみ）であること。
- 4. 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本公募プログラムで支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。
- 5. スタートアップ設立に向けて必要な特許を確保するための方針や体制を PF 全体として定めていること。
- 直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万）等、出願・審査・権利化にかかる経費。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外。

公募・問い合わせ先

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第2グループ

<スタートアップ・エコシステム共創プログラムに関するお問い合わせ>

E-mail : su-ecosys@jst.go.jp

- 公募要領・申請書・Q&A :

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/su-ecosys/koubo2023.html>

- 大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

- JSTホームページ : <http://www.jst.go.jp>

✓ **申請書提出期限: 2023年10月26日正午 <厳守>**